

当別町河川支障木チップ製造調査研究事業業務委託に関する基本方針

令和 2 年 6 月 4 日

当別町経済部エネルギー推進室

1 業務の目的

本町が進める木質バイオマス活用の一環として、通常産業廃棄物などで処分する「河川支障木」などのバイオマス資源を活用した木質燃料（チップ）製造及び成分分析や燃焼試験など、専門的な調査研究を実施することを目的とする。

2 業務の内容

上記の目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 河川支障木の状態把握調査

成林した河川支障木及び河川支障木乾燥試験区の状態把握に必要な調査の実施

(2) 河川支障木の運搬調査

河川支障木の運搬に関し、必要な調査の実施

(3) 河川支障木のチップ化調査

本町が令和2年度に学校施設へ導入予定の木質チップボイラ（以下「導入ボイラ」という。）での使用を念頭に置いたチップ製造に必要な調査の実施

(4) チップの分析調査

製造したチップ及び河川支障木サンプルの成分分析並びにチップの価格設定等の検討に係る調査の実施

(5) 実機による燃焼試験等

導入ボイラでの燃焼試験及びその焼却灰の分析等の実施

(6) 調査研究会の運営

「当別町木質バイオマス地域アライアンス調査研究会」の開催及び運営

(7) 調査報告書作成

(1)から(6)の業務内容及び結果の取りまとめ及び報告書の作成

3 成果物

受託者は、期日までに以下の成果物を収めるものとする。

- (1) 河川支障木チップ製造調査研究事業調査報告書 50部
(業務の内容を冊子にまとめたもの。)
- (2) 業務報告書 2部 (正・副)
- (3) (1)及び(2)の電子データ (DVD-R など) 1式
(1)の内容は、町ホームページ等で公表する。)

4 業務の期間

契約締結の日から令和3年2月10日(水)まで

5 予算科目及び予算額並びに設計額

- (1) 予算科目
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)12 プロジェクト推進費
(節)12 委託料
- (2) 予算額
3,500,000円
- (3) 設計額
3,498,000円

6 事務の執り進めについて

本事業を執り進める上での根拠として、「当別町河川支障木チップ製造調査研究事業業務委託公募型プロポーザル実施要綱」を制定し、さらにプロポーザル審査会(以下「審査会」という。)設置要領及びプロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)を別に定める。

7 受託者の選定について

- (1) 本業務は、河川支障木の活用に向けた調査研究について、様々な観点から検討、分析が必要であり、高度な専門的知識を必要とする。

また、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難であることから、業務委託の受託者の決定については、公募型プロポーザル方式を適用する。

- (2) 契約の方法については、公募型プロポーザル方式による審査会の結果を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に基づく随意契約とする。

8 業務の実施における留意事項

本業務は、公益財団法人北海道市町村振興協会「先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金」（以下「助成金」という。）の活用を前提としていることから、助成金の助成決定を受けられなかった場合は、本業務は実施しないものとする。

9 提案の募集方法、審査方法等

- (1) 企画提案の公募内容を当別町ホームページに掲載し、広く周知する。
- (2) 企画提案書の提案希望者から参加表明書を事前に徴取して資格の有無を審査し、有資格者に対し企画提案書の提出及び公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における企画提案説明会（プレゼンテーション）への出席を要請する。
- (3) 企画提案の内容は、以下のとおりとする。
 - ア 業務処理体制及び計画
 - イ 業務内容に関する企画提案
 - ウ その他必要と認められる事項
- (4) 当該提案を審査するため、審査会を設置する。審査会は、企画提案書の提出を受けて、企画提案書を提出した事業者による企画提案説明会（プレゼンテーション）を開催し、あらかじめ定めた審査要領に基づく審査の上、最優秀者及び次席者を選定する。

10 参加事業者に要求する資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者又は複数の事業者等で構成する連合体とする。

(1) 共通要件

- ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。
- イ 受託者となった場合、履行期限内に当該事業の履行完了が可能な体制にあり、提案時の総括責任者が当該事業を一貫して担当すること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- エ 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないものであること。
- キ 法人税、道税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- ク 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- ケ プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。
- コ 連合体の構成員が単独事業者又は他の連合体の構成員として本事業のプロポーザルに参加するものでないこと。
- サ 事業の確実な実施のため、総括責任者のほか業務に従事できる者が、2人

以上確保できる体制であること。

(2) 単独の事業者における資格要件

ア 適正に業務を遂行するため、過去に本事業と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

(3) 連合体における資格要件

ア 適正に業務を遂行するため、連合体の構成員が過去に本件と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

イ 本事業の受託者となった連合体は、事業完了後3月を経過するまでの間は、連合体を解消しないこととし、3月を経過後に成果品に瑕疵等が見つかった場合は、連合体の代表事業者が対応するものとする。

1.1 スケジュール

別添1のとおり